

主眼事項及び着眼点（指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療））

主眼事項	着眼点	根拠法令等
第1 基本方針	指定自立支援医療機関は、指定自立支援医療を提供するに当たっては、支給認定に係る障害者等の心身の状態の軽減を図り自立した日常生活又は社会生活を営むために良質かつ適切な自立支援医療を行っているか。	法第61条 法施行規則第60条
第2 療養担当規程の遵守状況	<p>(1) 受給者の診療を正当な理由がなく拒んでいないか。</p> <p>(2) 医療受給者証が有効であることを確認した上で診療しているか。</p> <p>(3) 医療受給者証に記載された医療の具体的方針により診療を行っているか。また、具体的方針を変更しようとするときは、あらかじめ当該受給者証を交付した市町村と協議(受給者が、具体的方針の変更が必要な医師の意見書を添付の上、市町村へ申請)し、市町村長の変更の承認を受けた具体的方針により診療しているか。(病院及び診療所)</p> <p>(4) 受給者がやむを得ない事情がある場合、便宜な時間を定めて診療しているか。</p> <p>(5) 指定自立支援医療を診療中の受給者又は受給者の保護者及び当該者に対し支給認定を行った市町村等から、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償で交付しているか。</p> <p>(6) 受給者に関する診療録、調剤録、指定訪問看護又は指定居宅サービス等の提供に関する諸記録に、必要な事項を記載しているか。</p> <p>(7) 診療及び診療報酬の請求に関する帳簿等を完結の日から5年間保存しているか。</p> <p>(8) 受給者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、受給者証を交付した市町村に通知しているか。</p> <p>① 受給者が正当な理由なく、診療に関する指示に従わないとき。</p> <p>② 受給者が詐欺その他不正な手段による診療を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>平18厚告65「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程」平18厚告65第2条</p> <p>平18厚告65第3条第1項</p> <p>平18厚告65第3条第2項、第10条 平18障発第0303002号「自立支援医療費の支給認定について」（別紙1・2）自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定実施要綱</p> <p>平18厚告65第4条</p> <p>平18厚告65第6条</p> <p>平18厚告65第7条、第10条、第11条</p> <p>平18厚告65第8条</p> <p>平18厚告65第9条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>第3 人員体制、設備の 設備状況</p> <p>1 病院又は診療所</p>	<p>(1) 受給者やその保護者の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフの体制整備がされているか。また、診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されているか。</p> <p>なお、担当しようとする医療の種類に応じて以下の要件を満たしているか。</p> <p>① 心臓脈管外科に関する医療 心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルを有しているか。</p> <p>② 心臓移植に関する医療 移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設であるか。 心臓移植術後の抗免疫療法に関する医療機関にあっては、心臓移植術実施施設又は心臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有しているか。</p> <p>③ 腎臓に関する医療 血液浄化療法に関する機器及び専用のスペースを有しているか。</p> <p>④ 腎移植に関する医療 腎移植に必要な関連機器と血液浄化装置（機器）を備えているか。</p> <p>⑤ 肝臓移植に関する医療 移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設であること又は「特掲診療料の施設基準等」（平20年厚告第63号）で定める生来部分肝移植術に関する施設基準を満たしているか。 肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあっては、肝臓移植術実施施設又は肝臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有しているか。</p> <p>⑥ 免疫に関する医療 各診療科医師の連携により総合的な HIV 感染に関する診療の実施ができる体制及び整備であるか。</p> <p>(2) 指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師が、次の要件を満たしているか。</p> <p>① 当該指定自立支援医療機関における常勤の医師又は歯科医師であるか。 但し、歯科矯正に関する医療を主として担当する歯科医師にあっては、障害の治療に対する診療時間が十分に確保され、当該医師が不在の場合においても、当該指定自立支援医療機関の常勤歯科医師による応急的な治療体制が整備されている場合については、専任の歯科医師でも差し支えない。</p>	<p>平 18 障精発第 0303005 号「指定自立支援医療機 関の指定について」（別 紙 1）指定自立支援医 療機関（育成医療・更 生医療）指定要領 平 18 障精発第 0303005 号（別紙 1）第二の 2</p> <p>平 18 障精発第 0303005 号（別紙 1）第二の 3</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
2 薬局	<p>② それぞれの医療の種類の特科科目につき、適切な医療機関における研究、診療従事年数が、医籍又は歯科医籍登録後、通算して5年以上あるか。</p> <p>適切な医療機関とは、大学専門教室、医師法第16条の2第1項に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等を指すものであること。</p> <p>③ その他、担当する医療の種類により以下の要件を満たしているか。</p> <p>(i) 中枢神経に関する医療 これまでの研究・診療経験と、育成医療又は更生医療で対象としている医療内容に関連性が認められるか。</p> <p>(ii) 心臓移植に関する医療 心臓移植関連学会協議会・施設認定審議会の施設認定基準における心臓移植経験者であるか。 なお、心臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は心臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であるか。</p> <p>(iii) 腎臓に関する医療 血液浄化療法に関する臨床実績が1年以上あるか。</p> <p>(iv) 腎移植に関する医療 腎移植に関する臨床実績が3例以上あるか。</p> <p>(v) 小腸に関する医療 中心静脈栄養法について20例以上、経腸栄養法について10例以上の臨床経験があるか。</p> <p>(vi) 肝臓移植に関する医療 生体部分肝移植術又は同種死体肝移植術に関する臨床実績が3例以上あるか。 なお、肝臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は肝臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できるか。</p> <p>(vii) 歯科矯正に関する医療 これまでの研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容とに関連が認められ、かつ、5例以上の経験を有しているか。</p> <p>(1) 受給者やその保護者の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフの体制整備がされているか。</p> <p>(2) 複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある管理薬剤師を有しているか。また、通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等が確保されているか。 また、通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等</p>	<p>平 18 障精発第 0303005 号 (別紙 1) 第二の 2</p> <p>平 18 障精発第 0303005 号 (別紙 1) 第二の 2 (7)</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
3 指定訪問看護事業者又は指定居宅サービス事業者等	<p>が確保されているか。</p> <p>(1) 受給者やその保護者の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフの体制整備がされているか。</p> <p>(2) 第2に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であるか。また、そのために、必要な職員を配置しているか。</p>	<p>平 18 障精発第 0303005 号 (別紙 1) 第二の 2</p> <p>平 18 障精発第 0303005 号 (別紙 1) 第二の 2 (8)</p>
第 4 その他	<p>(1) 自立支援医療費の請求は適切に行われているか。</p> <p>(2) 負担上限月額が設定されている受給者等について、適切に自己負担の徴収をしているか。また、自己負担上限額管理票へ適切に記載をしているか。</p> <p>(3) 医療機関の名称及び所在地その他法施行規則第 61 条で定める事項に変更があったときの変更の届出は適正に行われているか。</p>	<p>法第 58 条</p> <p>平 18 障発第 0303002 号「自立支援医療費の支給認定について」(別紙 1) 自立支援医療費支給認定通則実施要綱第 7 の 3</p> <p>法第 64 条 法施行規則第 61 条</p>

(注) 根拠法令等の欄は、次のとおり。

法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

法施行規則：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則